

平成19年第2回瑞穂市議会定例会会議録（第1号）

平成19年6月22日（金）午前9時開議

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 請願第2号 学童保育の実施場所に関する請願
- 日程第5 議案第33号 瑞穂市教育委員の任命について
- 日程第6 議案第34号 瑞穂市監査委員の選任について
- 日程第7 議案第35号 瑞穂市固定資産評価員の選任について
- 日程第8 議案第36号 消防の事務委託の変更に関する協議について
- 日程第9 議案第37号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第38号 瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第39号 瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第40号 平成19年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第41号 平成19年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第42号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第15 瑞穂市選挙管理委員及び補充員の選挙
- 日程第16 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第17 常任委員の選任
- 日程第18 議会運営委員の選任
- 日程第19 特別委員の選任

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	安藤由庸	2番	若園五朗
3番	浅野楔雄	4番	堀武
5番	吉村武弘	6番	小川勝範
7番	藤橋礼治	8番	熊谷祐子

9番	山田隆義	10番	広瀬時男
11番	小寺徹	12番	松野藤四郎
13番	山本訓男	14番	桜木ゆう子
15番	星川睦枝	16番	棚瀬悦宏
17番	土屋勝義	18番	澤井幸一
19番	西岡一成	20番	広瀬捨男

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀孝正	教育長	今井恭博
市長公室長	広瀬幸四郎	総務部長	新田年一
市民部長	青木輝夫	都市整備部長	松尾治幸
調整監	後藤仲夫	水道部長	河合信
会計管理者	奥田尚道	教育次長	福野正

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊田正利	書記	清水千尋
書記	棚瀬敦夫		

開会及び開議の宣告

議長（藤橋礼治君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しています。

これより平成19年第 2 回瑞穂市議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（藤橋礼治君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によりまして、議席番号15番 星川睦枝君と16番 棚瀬悦宏君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

議長（藤橋礼治君） 日程第 2、会期決定の件を議題にします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日から 7 月 6 日までの15日間にしたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から 7 月 6 日までの15日間と決定をしました。

会議規則第 9 条第 1 項に、「市の休日は、休会とする」とあります。しかし、議会運営委員会は、住民の身近な市議会に向けた議会活性化策として、6月30日の土曜日と7月1日の日曜日に一般質問を実施することに決定をされました。

会議規則第 9 条第 3 項には、「議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる」とあります。

そこで、今回の議会運営委員会の決定を受け、お手元に配付の会期日程表のとおり、6月30日と7月1日の両日は会議を開くことといたします。

日程第 3 諸般の報告

議長（藤橋礼治君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

4 件報告をいたします。

まず 1 件目は、地方自治法第 235条の 2 第 1 項の規定による例月出納検査の結果報告を、同条第 3 項の規定により監査委員から受けております。検査は、平成19年 4 月分と 5 月分が実施

され、現金・預金等の出納保管状況は関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないとの報告でした。

関連して2件目ですが、地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の結果報告を、同条第9項の規定によりまして監査委員から受けております。監査は、5月28日、中保育・教育センター、6月15日、福祉生活課を対象に実施され、財務に関する事務は適正に執行されているとの報告でございます。

3件目は、市議会議長会関係の報告です。

5月21日に中濃十市議長会が可児市で開催されまして、私と小川副議長、議会事務局長の3人が出席しましたので、報告をいたします。

会議では、平成18年度会務報告の後、平成19年度予算を可決し、役員の選任を行いました。会長には美濃加茂市、副会長には羽島市、監事には可児市の各議長が選任をされました。また、秋には10市の全議員を対象とした研修会が美濃加茂市で開催される予定がございます。開催日時等が決定しましたらお知らせいたしますので、御参加いただきますことをよろしくお願い申し上げます。

なお、6月19日に出席しました第83回全国市議会議長会定期総会と、6月20日に出席しました市議会議員共済会の第94回代議員会については、資料がまとまり次第、報告をいたします。

以上、報告しました3件の資料は事務局に保管してありますので、ごらんをいただきたいと思います。

最後に4件目は、6月15日、文教常任委員長から、継続審査となっております請願第2号の審査報告がありました。これについては、後ほど議題としたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 行政報告をさせていただきます。

第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会臨時会についてであります。

平成19年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会臨時会が平成19年5月29日午後1時30分より岐阜市柳津公民館大会議室にて開催され、瑞穂市の議員として松野前市長が出席しましたので、その状況について報告をいたします。

議案としましては、連合長提出議案1件、専決処分の報告1件であり、すべて可決、承認されました。

連合長提出議案は、岐阜県後期高齢者医療広域連合議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであり、後期高齢者医療広域連合議員が議会に出席する場合の費用弁償の支給範囲を明らかにする改正でありました。

専決処分事項の報告につきましては、平成19年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）において、広域連合の電算処理システムの機器借上げの債務負担行為が平成20年度から平成22年度のところ、平成23年度まで1年間延ばし、負担額の変更も行ったものであります。

以上が臨時会の内容であり、詳細につきましては市民保険課に資料が保管されておりますので、ごらんをいただきたいと思っております。

続きまして、財団法人瑞穂市施設管理公社の経営状況に関する報告でございます。

平成18年度財団法人瑞穂市施設管理公社事業報告、決算及び平成19年度財団法人施設管理公社事業計画、予算については、地方自治法第243条の3第2項の規定により議会に提出するものであります。

平成18年度財団法人瑞穂市施設管理公社事業報告及び決算報告。

瑞穂市からの公共施設管理受託事業は、児童高齢福祉課受託事業1事業、健康環境課受託事業1事業、都市管理課受託事業2事業、生涯学習課受託事業3事業です。

収入として、基本財産運用収入1万1,942円、事業収入1億2,955万8,000円、補助金等収入（特定求職者雇用開発助成金）64万6,164円、雑収入といたしまして9万5,544円、収入合計は1億3,031万1,650円となっております。

支出といたしまして、事業費9,737万9,715円、管理費837万6,768円、精算金1,970万円等で、支出の合計は1億3,056万6,583円となっております。

平成19年度財団法人瑞穂市施設管理公社事業計画及び収支予算は、生涯学習課受託事業等7事業。

収入といたしまして、基本財産運用収入で1万2,000円、事業収入1億3,486万6,000円、雑収入といたしまして2,000円、合計1億3,488万円です。

支出といたしまして、事業費1億1,587万円、管理費が1,201万円、固定資産購入50万円等で、合計1億3,488万円でございます。

次に、瑞穂市土地開発公社の経営状況に係る報告でございます。

平成18年度瑞穂市土地開発公社事業報告、決算及び平成19年度瑞穂市土地開発公社事業計画、予算及び資金計画について、同様に地方自治法第243条の3第2項の規定により議会に提出するものでございます。

平成18年度瑞穂市土地開発公社事業報告及び決算報告。

公用地の取得事業は、別府保育所改築事業及び周辺道路整備事業用地の2,388.72平米であります。公有地の処分状況は、（仮称）瑞穂市給食センター建設用地1万1,330.52平方メートル、別府保育所改築事業用地といたしまして2,275.07平方メートル、同周辺道路整備事業用地といたしまして113.65平米の合計1万3,719.24平方メートルであります。

収益的収入は5億4,046万8,098円、収益的支出は5億4,053万7,798円、資本的収入は1億8,914万2,333円、資本的支出といたしまして7億2,932万902円で、当期純損失は6万9,700円であります。

平成19年度瑞穂市土地開発公社事業計画、予算でございます。

事業計画は、公有地取得事業、公有地処分事業とも計画されておられません。

収益的収入は1,000円、収益的支出は7万1,000円、資本的収入及び支出はゼロ円で、当期純損失は6万9,000円となっております。

続きまして、みずほ公共サービス株式会社の経営状況に係る報告についてであります。

平成18年度みずほ公共サービス株式会社事業報告、決算及び平成19年度みずほ公共サービス株式会社の事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定により議会に提出するものでございます。

平成17年4月に設立した当社は、行政の効率化や雇用の創出につながる行政サービスの一端を担い、社会環境の変化で多様化が進む顧客ニーズに対応できるよう、効率的な事業の展開と雇用の拡充に努められております。

瑞穂市からの受託事業は、労働者派遣事業、公共施設の維持管理事業、水道メーター検針業務、行政事務アウトソーシング事業等40業務を受託し、その他、瑞穂市シルバー人材センター事務支援委託準備及び給食センター配送委託準備が行われております。経常損失金額は141万1,043円、当期純損失金額は147万3,043円となっております。

平成19年度みずほ公共サービス株式会社事業計画といたしまして、瑞穂市が行う業務の効率化、低コスト化及びサービスの向上を目標とし、文書管理事業、公園等公共施設管理事業、行政簡易事務支援事業、水道窓口事務等事業、窓口派遣事業、瑞穂市シルバー人材センター事務支援事業、給食センター配送事業が計画されております。

次に、報告第1号平成18年度瑞穂市一般会計継続費繰越計算書の報告でございます。

平成18年度一般会計及び国保会計におけます継続費繰越り越し、並びに繰越明許費の状況についての3件について報告をさせていただきます。

報告第1号でございますが、平成18年度瑞穂市一般会計継続費繰越計算書の報告については、仮称でございます本田コミュニティセンター建設事業1億4,001万円、子育て支援拠点整備事業で、民生費児童福祉費1億円、土木費都市計画費としまして7,700万円、給食センター建設事業といたしまして6億5,385万円を事業年度の終わりまで継続費繰越り越しとして繰越したことから報告をするものでございます。

報告第2号平成18年度瑞穂市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

平成18年度瑞穂市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については、平成20年度より開始されます後期高齢者医療制度に伴う一般会計の準備経費を、平成19年度へ繰越明許費として繰り

越すものでございます。

報告第3号平成18年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

最後になりました。平成18年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、平成20年度より開始される後期高齢者医療制度に伴う国民健康保険事業特別会計の準備経費として、平成19年度へ繰越明許費として繰り越したことから、報告をするものであります。

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（藤橋礼治君） これで行政報告は終わりました。

日程第4 請願第2号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第4、請願第2号学童保育の実施場所に関する請願を議題といたします。

これについては、文教常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

文教常任委員長 若園五朗君。

文教常任委員長（若園五朗君） 皆さん、おはようございます。議席番号2番 若園五朗、翔の会。

議長より発言の許可を得ましたので、御説明申し上げます。

平成19年第1回瑞穂市議会定例会において文教常任委員会に付託されました学童保育の実施場所に関する請願について、閉会中の継続審査となっておりますが、5月21日に委員会、6月5日に協議会、そして6月13日に委員会を開催し、慎重に審査しましたので、会議規則第39条の規定により、その概要及び結果について報告いたします。

文教常任委員会は、5月21日午前9時から巣南庁舎3の2会議室におきまして開会し、全委員が出席し、執行部から教育長、教育次長、教育総務課長、学校教育課長、生涯学習課長の出席を求め、現場視察をしました。

午前中に市内7カ所の各小学校を視察し、教室、敷地内の利用状況を調査し、午後からは学校敷地内で学童保育を実施している本巣市の真桑小学校と岐阜市の長森北小学校を視察しました。その後、市内の放課後児童クラブの実施状況を視察し、指導者より聞き取り調査を行いました。

初めに、視察した状況について報告します。

まず、市内各小学校の教室の使用状況と学校敷地の利用状況の説明を受けました。各小学校とも、教室については、現在の教室数でぎりぎり、または不足している状況で、少人数指導でも5年と6年が併用教室として使用しており、また特別教室を使用している状況等が見受けら

れました。学校敷地内の状況については、西小の旧幼稚園の運動場跡地について敷地の余裕が見受けられましたが、その他の6校については全く余裕敷地は見受けられませんでした。

さらに、今後、児童数の増加が予想される本市においては、学童保育を実施できる教室、敷地スペースはない状況と判断いたしました。

次に、学校敷地内で実施している本巢市、岐阜市を視察しましたが、岐阜市においては、児童数が一番多いときから現在は半分ぐらいに減少しているため、教室に余裕があり、本巢市においては、現在実施している1教室では定員オーバーのため、今年中にプレハブ2棟を敷地内に増築するとのことでした。

また、指導員の先生から、学校で学童保育を行うメリットとして、学校の先生との連絡、連携がとりやすく、例えばけがをしたときに保健の先生に対応してもらえたり、子供の状況がわかったりして、指導の対応に助かるとの御意見がありました。

次に、市内4カ所の放課後児童クラブの実施状況を視察しました。

各指導員からの共通した意見は、学童保育は子供にとってどうあるべきか、心の居場所として、学校と区別した環境、家庭的な環境、精神的に開放され、ストレスが解消できる環境が必要である。義務教育で規則、勉強する場というイメージの学校から、「ただいま」と気持ちを切りかえて、ほっとできる。長時間学校に拘束することは低学年にとっては精神的につらい。居残り、隔離と言われ、偏見で見られる。教室以外の施設が使えず、一部屋にみんながいなければならない。学校以外の自然の中で、学校側に気を使うことなく、指導者の力量を発揮しながら子供たちが活動できる環境が必要である。学校の延長となってしまうなど、大部分が学校以外での実施を望む御意見でした。

その後、6月5日に午前9時半から巢南庁舎3の1会議室において、全委員が出席し、協議会を開会し、視察結果の取りまとめを行いました。

そして、6月13日午前9時半から巢南庁舎3の2会議室で委員会を開会し、全委員が出席し、執行部から教育長、教育次長、教育総務課長、学校教育課長、生涯学習課長の出席を求め、協議をしました。

この後の賛成討論として、請願は採択する。原則は学校敷地内でやる。そして、今回の調査結果と突き合わせをしながら、どうしても敷地内でできないところがあれば、学校周辺でそういう場所を確保する。住民の意思を反映するところを原則にしながら、現実的な対応で行政と突き合わせをしてやっていくというふうにすれば、両方の調和ができるのではないかと意見がありました。

反対討論として、学校敷地、各施設、他市の現地を視察してきた結果、すべての学校敷地内に学童保育を実施するスペースがあるか。今回付託された継続審査の請願は、敷地内としてほしいと限定された案件であるので、学童保育の実施できる教室、敷地スペースはないので不採

択との意見がありました。

なお、今後の課題として、学童保育の実施のあり方、実施場所等について、立場によっては、保護者によっても意見は異なるし、指導者によっても意見が異なるので、広く意見を聞き、特に児童にとって何が必要か、何が一番よいのかを十分検討することが必要であると全員の意見でした。

また、意見の中で、請願者は、瑞穂市の現状と近隣市町の学童保育の実施状況をよく調査し、把握して請願書を出していただきたいとの指摘もありました。

これら質疑、討論の結果、現在の瑞穂市の各学校において余裕教室はなく、また学校敷地内に学童保育を実施するスペースがないものと判断し、学童保育の実施場所に関する請願については、採決をした結果、賛成少数で不採択と決定いたしました。

以上、文教常任委員会の報告を終わります。平成19年6月22日、文教常任委員会委員長 若園五朗。ありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） これより請願第2号学童保育の実施場所に関する請願の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 8番 熊谷祐子君。

8番（熊谷祐子君） 議席番号8番 熊谷祐子です。

ただいまの文教常任委員会の学童保育に関する請願の継続審査に関する報告について、質疑いたします。

請願は不採択という結果報告がされました。過程としては、瑞穂市内の7小学校の教室、敷地内に余裕がないのでという調査結果の報告でした。これに関しまして、請願者は市内市外の学校の実情をよく調査してから請願してほしいとの意見が出されたとありました。このことについて、2点質問いたします。

まず1点ですが、陳情、請願というのは、市民が一人でも議会に対して出せる要望書のたぐいです。請願というのは、子供であれ身障者であれ認められております。請願に関する調査をよくしてから請願するべきだという意見をこの議場でわざわざ報告した意味について、お答えいただきたい。

調査をするのは議会の仕事ではないでしょうか。請願者というのは、そこまで調べてから請願しなければいけないのでしょうか。この点を明らかにしていただきたい。意見が委員会の中で出なかったのであれば、若園委員長のこれに対する見解を求めます。

もう1点でございますが、請願と同じ内容について、2月9日の日に11人の議員によって要望書が出されております。この要望書の中の議員と文教の中の議員は2名兼ねていると思われ

ますが、請願に対して、よく調査をしてから請願するよという意見が出たのであれば、この要望書には調査がつけ加えられているのでしょうか。

また、自分たちも要望書を出しておいて、委員会の中で、調査をよくされた請願ではないからという理由で不採択にするんだったら、つじつまが非常に合わないと思います。この点について、どのような話し合いがされたか、もしくは若園委員長の御見解をお尋ねいたします。おわかりでしょうか。2点です。よろしくお願いたします。

議長（藤橋礼治君） 2番 若園五朗君。

文教常任委員長（若園五朗君） 熊谷議員から2点についての御質問がありましたが、私の委員長報告の中で、請願者は状況をよく調査してから、今回の請願について出してくれということでしたんですけれども、実際に委員会として、各市町の現状をいろいろ聞いてまいりました。そしてまた、実際行っている瑞穂市の学童保育の状況をすべて把握すると、最終的に、今回出された、また市外の学童保育をやってみえるところの調査をする中で、実際に本当に瑞穂市が行う学童保育の請願理由がすべて適用されないと。本来、その内容がきちっと調査されていれば、こういう請願について、すべて学校の敷地内できるという内容につきまして、要するに今回の請願について納得できないということ、もっと勉強してほしいと。

そして、委員会の中で、請願の中で、提出者において、一緒に勉強したいというような意見もございましたが、私たち委員が課題をつくっていくのに、あえて一緒に賛同するということについては、勉強していないじゃないかと。もっと具体的に市民のいろんな意見を聞いた中の請願をきちっと出してほしいという意見がございましたので、もっと勉強し、もっとしっかり内容を把握した段階で、紹介議員、あるいは提出者の方についてもっと調査し、今回の請願について精査して出してほしいという意見が指摘されました。

あとの2月9日の11人の要望書の調査のことにつきましては私が答弁する内容ではございませんので、説明はいたしません。以上。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8番（熊谷祐子君） 確認させていただきます。

請願者に対して、また紹介議員も含むという今お答えでしたが、よく調査をしてから出すべきではないかということについて、疑問を私は申し上げましたが、これに対する回答を確認させていただきます。

請願者、紹介議員はよく事前に内容を把握してから請願すべきであると、こういう文教常任委員会及び若園委員長のお答えということによろしゅうございますね。

それから2点目、議員たちも要望書を出しながら、請願以外に出された要望書についてですが、出されているわけですが、それについて整合性がないという質問に対しては、返答なしと。

これでよろしゅうございますか。

議長（藤橋礼治君） 文教常任委員長 若園五朗君。

文教常任委員長（若園五朗君） 先ほど言いましたとおり、学童保育の学校敷地内の場所に関する請願、すべて請願事項、瑞穂市の学童保育の実施場所を各小学校の敷地内としてくださいという断定的な、学童保育場所を今回この請願の課題の中でやっている。ところが、私たちが調査したら、各学校の今の急増校がある中で、すべてできる状況じゃない。別に各市町においてはやっておるところもあるけれども、瑞穂市は瑞穂市の歴史があり、岐阜市は昭和54年、今から30年、40年ある学校敷地内、長森北小学校は1,500人あって、今は300人。空き教室がいっぱいある。そうした歴史のある学校、そして市がある中で、瑞穂市はそういう考え方もできるけれども、もっと実際子供を預けておるところを全部歩いてみると、保護者は、預けておる子供は、学校の中でやってほしくない。あくまでも差別化するとか、意識改革するから、むしろ心ゆったりした、実際分けてやってほしいと言う。瑞穂市はすべて学校敷地内でやることについて、今やっておる方が大混乱する。1年生、2年生、3年生全部だと1,500人。本巣市、長森北を調べてくると、15から20%学童保育をやっている。ところが、瑞穂市は預けておる児童数が将来そのくらいのパーセントになるんですよ。だから、もっと事情をはっきりして、何でもやるやるじゃなくて、いろいろ預けておる親の気持ち、子供の気持ちをよく考えて、何でもやる、何でも請願を集めて、請願書の数だけで、私たちは十分調査し、やった中で、請願が何千人あるから通すというのが本来の姿ですけども、3,000人やった調査の人たちが、実際瑞穂市の急増校、例えば瑞穂市の中小学校の状況、あるいは瑞穂市の南小学校の空き部屋を使っている先生の意見、子供の意見、私は文教委員長以外のときにずうっと回ってきました。また、委員会になってからも見てきました。だから、責任持って紹介した議員は、自分が出すんだったら、もっと足を運んで、僕たちが勉強するときに一緒に賛同する。そんな言葉じゃなくて、自分で足を運んで、どんどん聞いてこなあかん。何でも議場の中で説明する中じゃなくて、もっと自分も腹をくくって、出すんやったら、通すの意見じゃなくて、瑞穂市の状況、近隣市町のやっている状況、岐阜市の状況をしっかり把握した中で、瑞穂方式のことをやっていたかなあかんのや。何でも請願が出ておるから、やればよいという問題じゃないんや。そういうことも踏まえて僕は言うておるんですよ。ましてや、平成19年2月23日、瑞穂市の市長選挙の前、もっと堂々と、選挙が終わって、もっとみんなオープンにして、いろんなことをやればよい。市民の誘導を与えるときじゃなくて、もっとみんなが落ちついたとき、今度、市長がやってくれると言ったときにもっと正々堂々とやればよい。ただ僕が委員長で、僕の発言をつまむんじゃなくて、正々堂々と歩かなあかん。僕は思います。そこははっきり言うておきます。そういうことが大事なんですよ。

委員長としては、今回の請願については、すべて不採択。幾ら何人おろうと、請願者が1万

人おろすと、理屈が合わんものはすべて不採択。それが今の僕の出された委員長の権限。僕は別に委員長をおろせとかなんとか、何でもやってもらってもいいけど、僕はそういうことが大事だということを言うんですよ。お願いします。以上です。

あともう一つの2月9日、11人のその他の議員から出ておる発言の中で、学校敷地内でも敷地外でもという判断をしてもらったんですが、もうちょっと言いますけれども、2番目の質問の中で、学校敷地内できるところもいいよと。できんところは、やっぱり敷地外もやろうという言い方で、「も」が入っておるんですよ。これを見ると、「瑞穂市の学童保育の実施場所を各学校の敷地内」、出し方が違うんですよ。「学校敷地内も」と。状況をもっとやわらこう、やわらこうやっておるんですよ。そういうことで、人間生きるにはやっぱりやわらい気持ちでなければあかんのや。何でもこうやこうやじゃなくて、できるところはやっていく。そういうことが大事なんですよ。何でも3,000、4,000出した中で通すんじゃないくて、みんなの意見を聞かなあかん。請願者の意見も僕は聞いておる。市長の意見も聞き、市民の意見も聞き、預けておる親の意見、そして指導員、すべてのみんなの意見を僕らは聞いていった。僕は個人的にも行っておるけれども、そういうことが大事なんですよ。何でもやるばかりが能じゃない。経済的な面、いろんな面をよく考えてやるのが大事なんですよ。

今回、2月9日に出したところは、瑞穂市は確かに学童保育はおくれている。1,500人の児童、1年生、2年生、3年生、学年ごとに500人います。それが15%から20%やったら150人から200人が今度学童保育で受け入れならん。今の状態ではできんけれども、皆さんの意見を聞いてやっていくのが議員であり、もっときちっと前向きな意見を出した請願書だったら幾らでも採択します。幾らでも採択する。内容が偏っておるから、今回は不採択。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8番（熊谷祐子君） 2点申し上げます。

1点は、紹介議員も市内、市外、保護者、指導員の意見をよく聞き、実情を足を運んで調査すべきだという御発言がございましたが、私は議員になって3年間、このことに、公約でしたのでかかわってまいりまして、今おっしゃった岐阜市も本巣市も、そして市内の小学校も3年間にわたってすべて足を運んで、それも1回ではございません。委員会のように1回調査したわけではございません。3年間にわたって足を運び、指導員にも保護者にもすべて3年間にわたって話を聞いておりますので、そのことは申し上げておきます。

もう1点、請願内容は学校敷地内と限定されていたので不採択にしたという理由を言われましたが、先ほどの委員長報告の中で、請願採択の賛成意見として、このように言われました。基本的には学校敷地内で、無理だったら学校の近くでというのが賛成意見としてあったわけで

すね。これは、11人の議員が出された要望書の学校内も含めてというのとまるきり同じなわけです。したがって、賛成意見として出て、要望書としても出ているわけですから、不採択とせず、そのまま基本的には学校で、無理な場合は学校の近くでということと請願を採択するという方向に行かなかったのはなぜでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 文教常任委員長 若園五朗君。

文教常任委員長（若園五朗君） 熊谷議員の質問にお答えします。

そういう意見もありました。要するに学童保育の請願については、学校敷地内と書いてあるけれども、もうちょっと拡大解釈で、学校近くでもやってほしいと。採択して、そういう話も出ましたんですが、文教常任委員の方々は、あくまでもこの文章、請願事項、くどいようですが、「瑞穂市の学童保育の実施場所は各小学校の敷地内」ということで、まともに受け取って、不採択。そういう考えもできるけれども、そういうことはしませんでした。

あとは文教常任委員会の議事録をしっかりと読んでもらって、また意見があれば、言ってもらえばいいです。一応とりあえず文教委員長としてはこういう報告をしましたんですけれども、お願いします。

あとは、確かに熊谷議員、各市町を歩いたと言われてはいますがけれども、各市町がやっているから瑞穂市がやるんじゃないかと、瑞穂方式のやり方がある、歴史がある。30年、40年の歴史があって、やっておるところもある。これから瑞穂市はやらなければならないんですけれども、みんなの意見を聞いてやっていくということを基本にお願いします。ただ、不採択して、やるんじゃないかと、みんなの意見を聞いて、この瑞穂市の区域を300人とか150人の範囲内の学童保育を、今の場所ではできないから、それをもっと整備してやっていくという方向なんです。委員長報告したからといって、前向きな意見でわかったと。今後やっていきたいと思います。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8番（熊谷祐子君） 請願内容が学校敷地内と限定されたものであったので、要望書や賛成意見には、学校敷地内を含めてという意見があったけれど、これは採択せず。請願内容をそのまま、まともに受け取って、不採択としたということでございましたので、請願者及び市民の方にそのように報告させていただきます。

いま1点ですが、瑞穂市には瑞穂市の歴史がある。ほかのまちを何でもまねすればいいものではないと言われましたことについて、一言申し上げます。

市民は、今までの瑞穂市のこの歴史を変えたくて、この請願を出されました。また、市長選挙におかれましては、この歴史を変える側が当選なさいました。今までの歴史を変える動きが瑞穂市にはあるのですから、議会もこの市民の動きをしっかり受けとめた議会運営、話し合い

をしていくべきだと思います。回答は要りませんので、以上で終わります。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 19番 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 私、文教常任委員ですけれども、一つだけ事実を確認しておきたいと思います。

その前に、今、熊谷議員の質問にもありましたけれども、委員長答弁では、請願者というのは、請願をする際に保護者の声もよく聞いていかないかと。そうやって請願をしなきゃいかんというふうなことを言われました。だとすれば、文教常任委員会自身が保護者の声を聞いて採択、不採択を決したかということ、保護者の声を聞いてやっておるわけじゃないんですよ。ですから、そこら辺はあまり感情に走らずに、冷静に、公平に、しっかりと質問者の声を受けとめて、それに対する答弁をしていかなきゃいかんというふうに思います。それはあまりしょうもない議論を私はするつもりもありませんので、それは指摘をしておきます。

事実関係というのは、報告の中で、西小の旧幼稚園の運動場跡地について敷地の余裕が見受けられましたが、その他の6校には全く余裕敷地は見受けられませんでした、こういう報告になっています。ところが、視察をした後の事務方がまとめた報告の資料の中には、そういう余裕用地があるかどうかという点に関していえば、3カ所、たしかあったような気がするんですね。もちろんそれには前提がいろいろあるけれども、あるかないかといえば、3カ所ある。4カ所はない、こういう報告だったと思います。というのは、一般の皆さん方は、インターネット等でいろんな議案書、あるいはこういう議論を見ることができても、そういう細かい資料までは、情報公開という手続を経なければなかなか見ることはできないわけですね。そうすると、こういう本会議で委員長報告があったときに、7カ所のうち6カ所は全くなかったというふうになってしまうと、その出された資料の事実とは違う。つまり、間違っただけで、偏った事実を認識することになるかと思うんですね。ですから、もし私が今手元にその資料を持っておりませんので、記憶に間違いがあれば、それは指摘をいただきたいんですけども、ぜひその点について、委員長に確認をしておきたいと思います。以上です。

議長（藤橋礼治君） 文教常任委員長 若園五朗君。

文教常任委員長（若園五朗君） 西岡議員の質問でございますが、西岡議員も文教常任委員で資料を配られておると思うんですけども、その中で、今後必要な教室数につきまして、余裕教室、すべて調査したんですけども、ゼロということになっています。そうした中で、私たち文教常任委員会の視察したところでは、西小学校の旧幼稚園跡地についてはそういうスペースがあるということでございます。全体的なスペースについては、そういうような状況であると。そして、教室においてはそういうふうな状況で、すべて余裕教室はないということござ

いますので、瑞穂市の今後の児童数の推計、そして人口の伸び率を見た場合、各学校の敷地内のスペースにおいては、これから順次児童数がふえるということでスペースはないという解釈でございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 19番 西岡一成君。

19番（西岡一成君） やはり議場で報告するという事は、委員会で議論をした。そして、そこで提出された資料を客観的に事実に基づいてきちっと報告をする。そのことがやっぱり住民に対する説明責任を果たすことになるというふうに思うんですね。ですから、そのところを、自分たち流に解釈をし直して報告をするということは実態と乖離をするというふうに思います。それではやっぱり住民自身が事実を事実のままに見て、そして判断をするという思考過程において大変偏った情報になってくるだろうと思うんですね。ですから、そういう点についてはきちっと、いろんな前提条件があったけれども、3カ所に敷地があるかないかといえはあるということを含めて、委員長、確認できますか。条件はいろいろあるとしても、あるかないかといえは、あるというところに丸が三つついてということですね。そのことを確認できますか。それだけちょっとお願いします。

〔発言する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君、もう一度説明をしてください。

19番（西岡一成君） 今、事務方、資料ありますか。資料があれば、今お借りして、報告しますけれども。

事務方が、視察の後、まとめた資料の中に、いわゆる7校の中で、学校敷地内に余裕の敷地が、いろんな留保条件があったとしても、あるかないか。それに丸を打っています。丸か何か印をつけたものが出されています。それで数えたら、3カ所。これは委員会の中でも私申し上げています。そのことを確認したい。事実だけ確認したい。今、答えられなかったら、また別の機会にでもいいですから、本会議場で報告してもらえば。

議長（藤橋礼治君） 文教常任委員長 若園五朗君。

文教常任委員長（若園五朗君） 手元に今現在資料がございませんので、回答できません。以上です。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 山田隆義君。

9番（山田隆義君） この請願は、義務教育課程における学童についての健全育成を踏まえた問題だと私は思っております。近年、少子化対策の一環として、安心して子づくりをしていただく、かつまた義務教育課程における健全な子供を育てていくと、こういう観点から、安心して子づくりをしていただくためにも、時代の趨勢は、学校教育内における学童の現場を与えるというのが時代の流れだと私は思っております。私が言うのではなくて、国の方の動きも時代の流れになっておると私は思っております。

そういう意味から判断して、能力のある方、能力ある家庭、そうした人たちだけが救われ、学校での子供の能力の低い方、かつまた家庭の経済的な能力の低い方、そういう方はやむを得ないということでは義務教育じゃないんですね。能力あるなしにかかわらず、ひとしく教育現場を与えると同時に、かつまた教育を受けさせなければならない義務があるわけです。そういう観点から判断して、時代の趨勢としては、いわゆる24時間子供が安心して成長できる環境づくりは、学校、地域、家庭三拍子そろって子供が健全に育つものと私は思っております。家庭がいいから、子供に能力があるから、そういう子たちは救って、家庭の能力の低い人、子供の能力の低い人は切り捨てる。場所がないから切り捨てていくというようなことは、私は義務教育課程における行政のすべきことではない。

私は、そういう観点から、終始一貫して義務教育課程における子供は、家庭が恵まれても恵まれなくても、子供がいい悪いにかかわらず、小学校の校庭の中で、場所がなければ場所をつくる。そういうことが行政の責任なんです。

だから、私は、医療費の無料化については、中学校卒業するまで即実施。それから学童保育においては、希望があれば学校敷地内で即実施ということを終始一貫してお願いをしておるわけです。学校敷地内で場所がなければ、すぐ提供する。行政の責任です。それから教室がなければ、教室にかわるプレハブをつくって、すぐ対応する。そういうことがすぐできなければ、民間の関係の方を啓発して、学校からうちへ帰って、また送り迎えして、そういうところへ運ぶと。運んだりなんかできる恵まれた家庭は学童保育は必要ないんですよ。本当は親が子供をつくったのであれば、親の責任においてスキンシップをもって子供を育てていくのが一番理想なんですけど、それができない家庭においては、義務教育課程における子供はきちっと担保すべきなんです。だから、そういう要望が、時代の趨勢としてなっている流れであるから、当然私は学校敷地内できちっと担保する。

だから、これは、内容はともあれ、不採択ということについては僕は納得できません。だから、当然満場一致で採択して、すぐ行政は対応すべきであると私は思っておりますので、不採択に対しての反対討論とさせていただきます。

議長（藤橋礼治君） 次に、本件に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬時男君。

10番（広瀬時男君） 先ほどの文教常任委員長の御報告のとおり、私も文教常任委員でありまして、この件に対しては賛成討論をさせていただきます。

現在、我々の調査した結果、学校の敷地内であるというのは、それだけのスペースがないということで、我々はそういう判断をして、できれば学校の敷地内は幅広く、本当にそれだけのスペースがあればという、西岡議員が先ほど言われましたように、西小に関しては保育園、中小に関しては、飛び越えて消防署があると。だけど、その問題についても、それだけのスペースがないということで、もう少し学校の敷地内が広ければ、それだけのスペースが余裕をもってあれば、学校の敷地内で行うということは可能でありますけど、現在のところ、我々の判断するところにおいては、学校の敷地内で学童保育をやるということは無理だというふうに我々文教委員会の賛成者はそのように判断しました。

西岡議員は、おたくの悪口を言うわけじゃないけど、最終的に別府コミュニティの学童保育を見に行き、西岡先生がもっと調査して行ったかということやったら、おたくも途中で常任委員会をボイコットせずに、賛成討論は賛成討論で、私、つけ加えて言うんやけど、途中で帰らずに、もっと議員たることをきちっとやってから、そのように、議員はもっと勉強しておるかということをお願いしたい。それだけです。

議長（藤橋礼治君） 次に、本件に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 11番、日本共産党の小寺徹です。

学童保育は、今、共稼ぎで働いてみえる方たちが安心して子供を育てるということで、大変重要な施策だと思いますし、今、国の方も推奨しておるわけでございます。さらにもう一つは、女性の働く権利を保障するという点でも大変大事ではないかと思っております。

どういう形でやるかということで、今までも瑞穂市議会で一般質問の中で論議がされてきました。松野市長は、一貫して学校施設ではやらんという方針になっておったものですから、学校施設でそういうような方向での改築もされておられませんし、そういう方向での設備も整っていないというのが現状だということと言えます。そういう点で、私は、今後、学校施設内でやっていくという方向をひとつ決めて、順次どこの学校からやっていくか。さらに、どう整備していくかという計画を立てて、学校施設内でやっていくということが大切じゃないかと思っております。そういう点では、この請願の趣旨に沿った方向をぜひ確認していく必要があるということをおもっております。

もう一つは、学校内でやる学童保育のメリットについては、子供さんの安全という面から見ても、学校が終わって、放課後、学校の施設内で学童保育をやれば、子供の安全という点からも非常にいいし、親御さんも安心して学童保育に預けられるということが出来るんじゃないかという点で、この請願どおり、今後、瑞穂市としても学童保育を学校内でやっていくという方向にしていく必要があるという点で、不採択ということについては反対をいたします。以上です。

議長（藤橋礼治君） 次に、本件に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 山本訓男君。

13番（山本訓男君） 13番 山本訓男です。

ただいま議題になっております請願につきまして、不採択に賛成の立場で討論いたします。

この請願書によりますと、瑞穂市の学童保育の実施場所を各小学校としてくださいという趣旨であります。もちろん学童保育は、今後市の重要な施策であることは間違いありません。また、国も推進しております。今後、市長の最大の課題でもあるかと思いますが、現在、請願に出された文言によりますと、どうしても学校でやれと。おれの言うことを聞けと。そういう感覚での請願だと思います。それで、文教常任委員会も付託を受けまして、3回調査研究し、意見交換もしました。その中で、現在瑞穂市の各小学校では、教室はもちろん、運動場においても余裕がないと。だから、今回のこの請願に対しては不採択と。今後の学童保育については、いわゆる学校内でできるか、また近隣でできる場所があれば、そこを活用していくと。そしてまた、学童保育をもっともっと充実させていくのが今後の課題だと思いますので、それはまた今後の課題でありますので、こういう限定的な請願を出されると委員会としても採択することはできませんということで、委員長報告のとおり結論を出しました。以上です。

議長（藤橋礼治君） 次に、本件に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

8番（熊谷祐子君） 議席番号8番 熊谷祐子です。

私は、学童に関する請願不採択に対して、反対の立場で討論させていただきます。

一つ目、議員11人からも、学校敷地内を含めて実施すべしという、11人です。要望書が出ております。その要望書に、11人という報道がされましたが、名前が出ているのはお二方ですが、その方がここでまた不採択に賛成討論されておりますが、大変おかしいと思います。

二つ目、この請願を審議した文教常任委員会の中でも、基本的には教室、敷地を含めて学校であるけれども、無理ならば近くでという幅のある賛成討論がされておりますのに、これも視野に入れなかった不採択という結論であること。

また、三つ目ですが、先ほど西岡議員から言われましたが、資料は、私の記憶では、文教の後に説明を受けたんですが、たしか巢南の3小学校だったと思います。敷地内にゆとりがあるという資料を私も拝見しております。にもかかわらず、ただいまの報告では、西小しかゆとりがないというのはおかしいと思います。

4点目、瑞穂市は岐阜県一人口増加率が高く、平均年齢が若いまちです。このまちにおいて、学童保育の必要性というのを議員の方々はどのように認識されておられるのでしょうか。議員になりまして3年ですが、まず平成17年には本田小学校の増築がありました。このときに、議会で私は、学童に関する部屋を含めた増築を考えるべきではないかという質疑をいたしました。そのようなことは考えておりませんという答えでした。これが平成17年です。昨年、平成18年に穂積小学校の大規模改修がございました。たしか四つ普通教室がふえたと思いますが、この時点でも、学童を視野に入れるべきではないかということを質疑いたしました。そのようなことは考えておりませんという教育長の御返事とございました。平成19年、ことし、南小のまた増築があります。これについても質疑をいたしました。考えておりませんという御回答でした。今さら教室がないと言われますが、そのような事態を招いたのはだれの責任なのでしょう。チャンスはしっかりとあったにもかかわらず、一切考えなかった責任をだれがとるのでしょうか。よく余裕教室がないと今結論を出されると思います。これも反対討論の一つ、四つ目です。

五つ目、請願者と紹介議員に、委員会の中で発言のチャンス、視察のチャンスを申し入れましたが、与えられませんでした。こういう決め方もおかしいと思います。

以上、具体的な反対理由を申し上げましたが、つけ加えるならば、先ほど、小寺議員も発言なさいましたが、文科省は、安全・安心の観点から、放課後児童クラブを今後はできるだけ学校内でやるようにという通達を出しています。この流れにも全く沿わない。

いま一つ、大きい流れとしましては、先ほども申し上げましたが、瑞穂市の流れですね。外からの流入者、そして子育て中の方が非常に多い。瑞穂市の今までの歴史があると言われてましたが、新しくこのまちに入ってきた、そして子育て中、また私の年代だと孫を見ている方が大変多いのですが、ですから、若い働いている親も、それからその働いている親の子供を見る私の世代、孫育ての世代も、学童保育を非常に望んで請願をし、新しい市長にかえたと、こういう流れを議会は全く酌み取らなかった。その結果が、この学童保育を学校敷地内でもという請願を不採択にしたという結果であると思いますので、私は反対いたします。

最後に一つつけ加えさせていただきますが、質疑でも申し上げましたが、請願というのは子供でも外国人でもできるものです。それを調査してから出すべきだと。議員として、瑞穂市議会として、あるまじき発言だと私は思っております。今後、いろいろ請願をしたいと思う人たちにそのようなことをこの議会から公の場で発言してよろしいのでしょうか。私はこのことも

大きな反対理由です。請願が出された場合は、議員が、議会が調査を受けて立つというのが筋だと思えます。以上、10点ほど反対理由を述べさせていただきました。

議長（藤橋礼治君） 次に、本件に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君

3番（浅野楔雄君） 文教常任委員会の決定に賛成をさせていただきます。

先ほどから、いわゆる子供を思う心、それはお互い一緒だと思います。それと、先ほど、熊谷議員の方から、外国人でもどんな方でもという発言の前に、子供でも障害者でもという不適切発言が見受けられました。というのは、子供でも障害者でもといいますと、子供さんの障害者もおるんです。大人の障害者の方もお見えになるんです。やはり言葉にはきちっと気をつけていただかなきゃならないし、それから、今、私は、瑞穂総合クラブで子供さんを教えています。その親さんに現実にお話を聞きますと、学校の教室で学童保育をやっていただくのは私たちは嫌ですとはっきりおっしゃいました。それで、どうしてですかと聞きましたら、居残りさせられておるといことがずっと流れますと言うんです。それともう一つ、教室でやっていただくのは結構でしょうと。そのかわり、放課後、その使用する教室以外に行かないようにきちっと施設をつくっていただいて、いわゆる放課後、人がいなくなった校舎の中を自由自在に走られて、またうちの子供もコントロールがききませんので、その担当している方が全部見られますかと。できなかつたら、そのお母さんがおっしゃるには、言い方は悪いですけど、廊下なりどこかに仕切りを入れていただいて、やっていただくというふうなまでの細かな配慮をしていただくということと、それから提案をされました議員の方々も、学童保育が実施された。そのときに、いわゆる突き落としで死亡したり、そういう事件が起きたときに、だれが責任をとるか。今、マスコミなどに見られますとおり、各学校に弁護士を置かなきゃならないという状況になってきている流れの中で、本当に子供のために学童保育をやるのがいいかどうか。もっと時間をかけてから決定してもいいのではないかと私は思います。短時間で決するべき議案ではないので、今回は文教常任委員会が決定したように、これに私は賛成したいと思います。以上です。

議長（藤橋礼治君） 次に、反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択です。

本件を採択することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立少数です。

したがって、請願第2号学童保育の実施場所に関する請願は、不採択とすることに決定をしました。

日程第5 議案第33号から日程第14 議案第42号までについて（提案説明）

議長（藤橋礼治君） 日程第5、議案第33号瑞穂市教育委員の任命についてから、日程第14、議案第42号市道路線の認定及び廃止についてまでを一括議題といたします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 本日、平成19年第2回の瑞穂市議会が開会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

まずもって、6月1日より市長に就任させていただきました堀孝正でございます。議会の皆様の格別の御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

さて、時はまさに21世紀に入りまして、早くも6年を経過し、社会、経済はようやくにして落ちつきの感はありますが、少子・高齢社会は確実に進展をいたしております。

そのような中にありまして、平成の合併を振り返ってみますと、国による全国画一的な護送船団方式による自治体運営から、単独航海方式による各自治体が地域の特性を生かした自主自立の、自分たちのまちは自分たちの手で行政運営が求められ、今や社会は地域格差、生活格差が生じております。まさに都市間競争、地域間競争の時代となりました。

この瑞穂市も、合併して4年の経過を見ますとき、岐阜市と大垣市の中間点にございまして、さらには国道21号バイパス、J A東海道線の駅があり、中部圏の中心であります名古屋市にも通勤可能な、まさに地の利のよい、利便性の高い地域にあります。

しかしながら、まちづくりの基盤でございますインフラ、社会資本の整備は、都市の機能であり、文化生活のバロメーターとも言われます下水道事業による環境整備、またゆとりと豊かさの緑の住空間であります公園整備等も、一部の地域を除き、県下21市中最下位にあると言っても否めません。

私は、この3年間、瑞穂市の議会議員として、この瑞穂市の実態、現況を見て、少なくとも他市に比較して、こういう観点におきましては10年間はおくれていると言っても過言でないと思っております。

そのような中にありまして、今回の統一地方選挙にマニフェスト、いわゆる政策公約が法的に解禁となりまして、住民、市民の皆さんに契約のできる、まさに重要性のある地方分権の幕あけとも言える画期的な選挙となり、その信託を受けることができ、私といたしまして、責任

の重大さを痛感いたしているところであります。

私の行政推進の基本姿勢は、人と自然に優しい瑞穂市づくりであります。具体的施策は、マニフェストに考え方をお示しし、加えて、市民の皆さんの声を十分に反映させ、職員の意見も取り上げ、議会の皆さんと十分に議論し、透明性、公平性のある行政推進をし、また行政は最大のサービス産業であるとの立場で、市民のために誠心誠意、全力を尽くして働く市政を確立してまいりたいと考えております。

そこで、今議会に提案をさせていただきます最重要課題は、子供たちは瑞穂市の宝、21世紀の国の宝でもございます子育て支援の充実した瑞穂市の実現をいたしてまいりたいと考えております。そのために、福祉医療費の中学3年生までの負担をゼロにするものであります。また、安全・安心なまちづくりの観点より街路灯の整備も充実させ、岐阜県一明るいまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

さて、本議会に提出し、御審議をお願いいたします議案は、人事に関するもの3件、規約の改正に関するもの1件、条例の改正に関するもの3件、平成19年度補正予算に関するもの2件及び市道路線の認定及び廃止に関するもの1件の計10件でございます。

それでは、順次概要を説明させていただきます。

まず、議案第33号でございますが、人事案件でございます。瑞穂市教育委員の任命について。瑞穂市教育委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

一つとしまして、住所、瑞穂市本田1523番地1、二つとしまして、氏名、役康子、三つ目、生年月日、昭和17年11月26日、四つとしまして、職業、主任児童委員。平成19年6月22日、本日の提出でございます。

提案理由といたしまして、教育委員 田口博子氏の任期が平成19年7月4日満了になるため、新たに役康子氏を教育委員に任命したく、議会の同意をお願いするものでございます。

次に、議案第34号でございます。同じく人事案件でございます。瑞穂市監査委員の選任について。

瑞穂市監査委員に下記の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所といたしまして、瑞穂市穂積105番地、氏名、井上和子、生年月日、昭和17年4月1日、職業、税理士でございます。

提案理由といたしまして、監査委員 大石英博氏の任期が平成19年6月30日に満了となることから、新たに井上和子氏を監査委員に選任したく、議会の同意をお願いするものでございます。

続いて、人事案件でございます。議案第35号瑞穂市固定資産評価員の選任についてでありま

す。

瑞穂市固定資産評価員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第 226号）第404条第2項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

住所、瑞穂市呂久1382番地、氏名、高田薫、生年月日、昭和30年2月17日、職業、瑞穂市職員（総務部税務課長）。

提案理由といたしまして、固定資産評価員 伊藤脩禰氏が平成19年4月1日の瑞穂市の市役所の人事異動によって税務関係の担任を離れ、それにより平成19年6月30日をもって辞任することから、新たに高田薫氏を固定資産評価員として選任したいので、議会の同意をお願いするものでございます。

続きまして、議案第36号でございます。消防の事務委託の変更に関する協議について。

議案第36号の消防の事務委託の変更に関する協議につきましては、瑞穂市全域の消防事務を平成20年4月1日より岐阜市に事務委託するため、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第37号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案第37号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、選挙管理委員会に係る日額報酬を改正するものであります。

続きまして、議案第38号でございます。瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。

議案第38号瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、損害補償に係る補償基礎額に加算する扶養親族1人当たりの加算額を一律とする改正を行うものでございます。

次に、議案第39号でございます。瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてであります。

瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については、乳幼児等福祉医療費助成の対象を、小・中学生の通院に係る療養の給付等についても、平成19年4月1日にさかのぼり加えるよう市条例の改正を行うものであります。

続きまして、議案第40号でございます。平成19年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

議案第40号平成19年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）については、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ4億1,923万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155億1,923万円とするものであります。

今回の補正は、議案第36号消防の事務委託の変更に関する協議についてに伴う岐阜市消防業務委託費の増額、及び議案第39号瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてに伴う乳幼児医療費の増額が主なものであります。

歳入では、国庫支出金が 340万円、県支出金が383万円、繰入金が 1 億円、市債が 3 億1,200万円の増額となっております。

歳出では、民生費が 1 億 1,898万 5,000円、消防費が 3 億24万 5,000円の増額となっております。

地方債の補正は、消防施設整備事業、並びに臨時財政対策債の発行限度額を増額するものであります。

議案第41号でございます。平成19年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第 1 号）について。

議案第41号平成19年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、平成18年度会計における支払基金、国、県、市からの交付金・負担金等が確定をしたため、本年度予算においてそれぞれ精算するものであります。

最後になりました。議案第42号市道路線の認定及び廃止についてであります。

道路法第 8 条第 2 項の規定によりまして市道に認定いただくのは13路線であります。

新規認定する13路線の内訳は、宅地開発に伴う管理引き継ぎ及び寄附採納による認定が11路線、横屋地区道路新設工事に伴う認定が 1 路線、唐栗地区道路改良工事に伴う認定が 1 路線であります。

道路法第10条第 3 項の規定によって市道を廃止しますのは 1 路線であります。

廃止する路線は、唐栗地区道路改良工事に伴う廃止が 1 路線であります。

以上、ひとつよろしく御審議をお願い申し上げますとともに、適切な御決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げて、提案説明とさせていただきます。

議長（藤橋礼治君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前11時39分

再開 午後 1 時36分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りをいたします。ただいま一括議題となっております議案のうち、議案第33号から議案第36号までの 4 議案は、会議規則第37条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております

議案第33号瑞穂市教育委員の任命についてから議案第36号消防の事務委託変更に関する協議についてまでの4議案は、委員会付託を省略することに決定をしました。

議案第33号から議案第36号までについて（質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） これより議案第33号瑞穂市教育委員の任命についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号瑞穂市教育委員の任命についてを採決いたします。

瑞穂市教育委員に役康子君を任命することに同意する方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第33号瑞穂市教育委員の任命については同意することに決定をいたしました。

これより議案第34号瑞穂市監査委員の選任についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） 先ほどは失礼いたしました。人事案件の監査委員のことについて、ちょっと御質問したいと思いますが、先ほど全協で、外部監査とのかかわり合いについて、市長のマニフェストには外部監査を取り入れるということになっておりますので、特に専門職である税理士さんの方がこういう監査委員になられますと、そういう必要性はないんじゃないかなと思うんですが、特に外部監査におきましては、監査委員の方の同意が必要なんですね。こういう御立派な方が瑞穂市の監査委員になられますと、当然その人の、代表監査委員の御意見を聞かないかんと思うんですよ。この方を尊重していく考えにならないと外部監査は余分な結果になってしまうんじゃないかなと思いますんで、監査委員に御立派な方がなられますと、やっぱり大事にせないかんし、自尊心を傷つけるようなことになると大変ですから、その辺のところをお聞きしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） お答えをしてみたいと思います。

この行政運営に当たりまして、特にこういった監査のことにつきましては、まさに公明正大でなくてはならないと思っております。そういう中におきまして、議会の皆さんとか、市民の皆さんが、ちょっとおかしいのではないかと感じになったときに、もちろん立派な方に監査をいただいておりますが、外部監査の導入を、公明正大ですよということをわかっていただくためにも、そういう導入ができるようにしていきたい、こういう思いで申し上げておるわけでございますので、御理解をいただきたいと思っております。以上であります。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） 今、その方の気持ちを尊重するということは、外部監査は尊重しなきゃいかんということなんですね、監査委員の方の。そういう意味で、こういう御立派な方に監査していただけるなら、もっと外部監査の方はこれ以上の立派な方をというようなことになってくると、いいんですけれども、一応自尊心を傷つけることになるということを私は申し上げておるんで、その辺のところは、ちょっとその絡み、人を大事にする立場、専門職でやられる、この御立派な方をやるんだから、これで私はそれ以上のことをやらなくても、お金を使ってやらなくてもという問題があるかなと思っておるんです。余分な金を使って、そこまでやらなくてもという方じゃないかなと思いますんで、ちょっとその辺をお聞きしたいんです。それが根本なんです。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 先ほども申し上げましたように、私ども、本当に自信持って皆さんにお願いできます監査委員さんを選任しまして、御同意をいただこうと思って提案をしておるところでございます、絶対にきちっとやっていきたい。そういう中でも、いろんな不信、これではあれではないかと思われたときには、どうぞ外部の監査をということで、導入も認めていきますよという思いを持っておるということでございますので、よろしくお願ひしたい。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号瑞穂市監査委員の選任についてを採決いたします。

瑞穂市監査委員に井上和子君を選任することに同意する方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第34号瑞穂市監査委員の選任については、同意することに決定をしました。

これより議案第35号瑞穂市固定資産評価員の選任についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第35号瑞穂市固定資産評価員の選任についてを採決いたします。

瑞穂市固定資産評価員に高田薫君を選任することに同意する方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第35号瑞穂市固定資産評価員の選任については、同意することに決定をしました。

これより議案第36号消防の事務委託の変更に関する協議についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第36号消防の事務委託の変更に関する協議についてを採決いたします。

議案第36号を可決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第36号消防の事務委託の変更に関する協議については可決をされました。

日程第15 瑞穂市選挙管理委員及び補充員の選挙

議長（藤橋礼治君） 日程第15、瑞穂市選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

議事の都合により、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後 1 時48分

再開 午後 2 時01分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員数は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

瑞穂市選挙管理委員及び補充員の選挙について、同委員及び補充員が6月24日に任期満了となります。地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、委員及び補充員を選挙する必要があります。

お諮りをいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法については、指名推選を行うことに決定をしました。

お諮りをいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、私が指名することに決定をしました。

瑞穂市選挙管理委員に、船坂敏彦君、浅野邦夫君、駒田寛治君、高田洋征君、以上の方を指名したいと思います。

お諮りをいたします。ただいま私が指名した方を瑞穂市選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました船坂敏彦君、浅野邦夫君、駒田寛治君、高田洋征君、以上の方が瑞穂市選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員の指名をします。

選挙管理委員補充員に、第1順位、酒井聖一郎君、第2順位、棚橋武彦君、第3順位に関谷巖君、第4順位に武藤裕明君、以上の方を指名したいと思います。

お諮りいたします。ただいま私が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました第1順位、酒井聖一郎君、第2順位、棚橋武彦君、第3順位、関谷巖君、第4順位に武藤裕明君、以上の方が、順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

日程第16 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

議長（藤橋礼治君） 日程第16、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について、同連合議会の議員が任期満了となったため、地方自治法第291条の5第1項及び広域連合規約第8条の規定により、広域連合議会議員を選挙する必要があります。

お諮りをいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によりまして指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法については、指名推選で行うことに決定をしました。

お諮りをいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、私が指名することに決定をしました。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に、瑞穂市長 堀孝正君を指名したいと思います。

お諮りをいたします。ただいま私が指名しました方を岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、瑞穂市長 堀孝正君が岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました瑞穂市長 堀孝正君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

瑞穂市長 堀孝正君は登壇して、ごあいさつを願います。

市長（堀 孝正君） ただいまは岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に、瑞穂市議会の皆さんの温かい御推挙によりまして御選出をいただきまして、まことにありがとうございます。

この医療広域連合議員としての役割をしっかりと果たしてまいりたいと思っております。皆さんの変わらぬ御支援、御指導をいただきますようお願いを申し上げて、私のあいさつとしま

す。ありがとうございます。

日程第17 常任委員の選任

議長（藤橋礼治君） 日程第17、常任委員の選任を行います。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 2 時08分

再開 午後 3 時05分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、総務委員会には、山田隆義君、星川睦枝君、小川勝範君、桜木ゆう子君、吉村武弘君の5名でございます。続きまして、厚生常任委員会におきましては、棚瀬悦宏君、山本訓男君、松野藤四郎君、熊谷祐子君、安藤由庸君の5名でございます。文教常任委員会におきましては、広瀬捨男君、小寺徹君、私、藤橋礼治、浅野楔雄君、堀武君の5名でございます。産業建設常任委員会におきましては、西岡一成君、澤井幸一君、土屋勝義君、広瀬時男君、若園五朗君の5名でございます。以上の方を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定をしました。

これより常任委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思えます。

総務委員会及び産業建設委員会は議員会議室をお使いください。厚生委員会は正副議長室を使ってください。文教委員会は第2議員会議室をお使いください。

なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は、年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後 3 時07分

再開 午後 4 時00分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員長及び副委員長が決定しましたので、御報告をいたします。

総務委員会委員長には星川睦枝君、副委員長には桜木ゆう子君、産業建設委員会委員長には若園五朗君、副委員長には澤井幸一君、厚生委員会委員長には松野藤四郎君、副委員長には安藤由庸君、文教委員会委員長には浅野楔雄君、副委員長には小寺徹君、以上のとおりでございます。

日程第18 議会運営委員の選任

議長（藤橋礼治君） 日程第18、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によりまして、広瀬捨男君、土屋勝義君、棚瀬悦宏君、広瀬時男君、若園五朗君、以上の5人を指名したいと思っております。御異議はありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定をいたしました。

これより議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思っております。

議会運営委員は第2議員会議室に御参集ください。

なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は、年長の委員が委員長の職務を行うことになっております。よろしくお願いをいたします。

それでは、しばらく休憩します。

休憩 午後4時04分

再開 午後4時04分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長には土屋勝義君、副委員長には若園五朗君が決定しましたので、御報告をいたします。

日程第19 特別委員の選任

議長（藤橋礼治君） 日程第19、特別委員の選任を行います。

お諮りします。特別委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、下水道整備促進特別委員会に小川勝範君、熊谷祐子君、若園五朗君の3人を、公共交通対策特別委員会には桜木ゆう子君の1名でございます。地域防災対策特別委員会には浅野楔雄君、吉村武弘君の2名でございます。行財政改革特別委員会には吉村武弘君、堀武君の2名でございます。土地財産調査特別委員会には土屋勝義君、以上1人を指名したいと思っております。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、特別委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定をいたしました。

これより、空席となっている下水道整備促進特別委員会の委員長の互選を行っていただきたいと思っております。

下水道整備促進特別委員会は、第2議員会議室をお使いください。

それでは、しばらく休憩をします。

休憩 午後4時07分

再開 午後4時14分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

下水道整備促進特別委員会の委員長には小寺徹君が決定しましたので、御報告をいたします。お諮りをします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会をすることに決定しました。

本日はこれで延会します。ありがとうございました。御苦労さまでした。

延会 午後4時15分